

令和7年（行ウ）第82号、同第109号

更正請求処分通知取消等請求事件

原 告 倉持尚、松村幸裕子

被 告 国

証拠説明書（4）

2026年5月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 川 澤 直 康

ほか4名

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 50	意見書（必要経費に解釈における関連性要件について）	原本	2026 年 5 月 15 日	藤間大順	一般対応経費に「直接」関連性要件を設けることは、所得税法の規定構造及び昭和 38 年答申に反していること。一般対応経費該当性は、支出の性質・目的・効果等の総合判断によるべきであること。被告は「育児」のためという抽象的理由で必要経費性を否定するなど個別事情を踏まえない誤った当てはめを行っていること等。
甲 51	意見書（我が国の所得税法における「必要経費」と共稼ぎ世帯の保育料）	原本	2026 年 5 月 15 日	三木義一	一般対応必要経費の該当性判断において「直接」関連性要件は不要であること。そのことは、昭和 40 年改正により現行の必要経費・家事費規定が制定された経緯からも明らかであること。就労を理由とする保育所の利用に伴い支出した保育料は、就労状況申告書等を提出して「就労」を理由とする行政の認定を受けている以上、事業について生じた支出であることが前提とされていることから、必要経費に該当すること(家事費に当たらないこと)。

甲 52 の 1	三鷹市保育園入所 申込み提出書類添 付票	写し	■■■■ ■■	原告倉持	原告倉持が三鷹市に対して 保育所等入所申込みを行っ たこと。
甲 52 の 2	入所申込書兼教 育・保育給付認定 申請書	写し	■■■■ ■■	原告倉持	保育所入所の理由が就労で あったこと及び原告倉持の就 労状況。
甲 52 の 3	就労状況申告書・ スケジュール表	写し	■■■■ ■■	原告倉持	■■■■ ■■■■通勤及び就労してい ることを含む、原告倉持の 具体的就労状況。
甲 52 の 4	弁護士登録証明書	写し	■■■■ ■■	第二東京弁 護士会会長	原告倉持が弁護士登録をし ていること。
甲 52 の 5	原告倉持妻の在職 証明書	写し	■■■■ ■■	■■■■ ■■■■	原告倉持妻が保育所利用申 請時に在職していたこと。
甲 52 の 6	復職証明書	写し	■■■■ ■■■■	■■■■ ■■■■	原告倉持妻が、第 1 子が入園 した■■■■に 育休から復職していること。
甲 53 の 1	家庭状況確認書	写し	■■■■ ■■■■	原告倉持	令和 5(2023)年度において も、就労を理由とする保育 の必要性が存在することに 変わりはないこと。
甲 53 の 2	就労証明書・スケ ジュール表	写し	■■■■ ■■■■	原告倉持	同上
甲 53 の 3	弁護士登録証明書	写し	■■■■ ■■■■	第二東京弁 護士会会長	同上
甲 53 の 4	原告倉持妻の就労 証明書	写し	■■■■ ■■■■	■■■■ ■■■■	■■■■、原告倉 持妻が就労し■■■■よ り、第二子の産休を取得し たこと。

甲 57 の 2	支払調書	写し	2024 年	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■ ■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
甲 57 の 3	支払調書	写し	2024 年	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	2 ■ ■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
甲 57 の 4	支払調書	写し	2024 年	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■	■ ■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
甲 57 の 5	支払調書	写し	2024 年	■■■■■ ■ ■■■■■	■ ■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
甲 57 の 6	支払調書	写し	2024 年	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■ ■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
甲 57 の 7	支払調書	写し	2024 年	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■ ■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

以 上